東京大学連携研究機構マテリアルイノベーション研究センター共用設備利用規則

MIRC機構長裁定

平成30年3月1日制定

令和3年4月1日改正

（趣旨）

第1条　この規則は、東京大学連携研究機構マテリアルイノベーション研究センター（以下「MIRC」という。）が管理する共用設備の利用について、必要な事項を定める。

（共用設備の範囲）

第2条　以下の設備を共用設備（以下「設備」という。）とする。

(1) MIRCが管理する設備

（利用者の範囲）

第3条　前条の設備を利用できる者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 東京大学（以下「本学」という。）の教職員、研究員及び学籍を有する者（以下「学内利用者」という。）

(2) 本学以外の大学、研究機関、企業に所属する者（以下「学外利用者」という。）

（利用要件）

第4条　利用者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすこととする。

（1）設備の有償利用を希望する者であること

(2) 設備の利用が、科学技術あるいは産業技術の発展を目的とするもの

(3) 設備の利用が、営利を直接目的とするものではないこと

(4) 設備の利用が、本学の研究業務遂行上重大な妨げとなるおそれがないこと

（5）利用者又は利用者の所属機関が、別途、定める利用料等を負担する能力を有していること

(6) 利用者又は利用者の所属機関が、第16条に定める弁償義務を履行する能力を有していること

（利用申請）

第5条　利用者は、別紙利用申請書により、利用許可申請手続きを行わなければならない。

2　利用者は、設備担当者が指定する講習会等を受講するものとする。

3　前項で定める講習会等の受講には、所定の受講料を支払うものとする。

（利用の承認）

第6条　機構長は、前条の規定による申請が適当であると認めたときは承認するものとする。

（変更の届出）

第7条　前条の規定により設備の利用が承認された利用者は、申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかにその変更内容を機構長に届け出て、その承認を受けなければならない。

（利用許可の取消）

第8条　機構長は、次の各号の1に該当する場合は利用者の利用許可を取り消すことができるものとする。

(1) 管理上の事由が生じた場合

(2) 利用申請書に記載された事項が事実と反する場合

(3) 設備担当者の指示に従わない場合

（利用料金）

第9条　設備の利用は有償とし、利用時間、利用形態等に応じて利用料金を徴収するものとする。

2　利用料は、別に定める。ただし機構長が特に認めた場合は徴収しないこととする。

3　利用料金の請求は、次の各号に掲げる区分に応じて行うものとする。

(1) 学内利用者への請求は、原則として毎月（設備利用終了月に締め切り、翌月請求）

(2) 学外利用者への請求は、原則として申請ごと

(3) 支払期限までに利用料金が支払われない場合は、支払期限の翌日から支払日までの日数に応じ、その未払額に年5％の割合で計算した延滞金を請求することができる。

（利用料金の払い戻し）

第10条　納付された利用料金の払い戻しはしない。ただし利用者の責によらない設備の故障により所期のデータが得られなかった場合、又は天災等のやむを得ない事情によりデータが利用不能になった場合は、利用料金の一部又は全部を払い戻す。

（利用終了後の報告）

第11条　利用者は、設備等の利用終了後、所定の期間内に成果報告書又は利用報告書（併せて以下「成果報告書等」という。）を提出しなければならない。

（利用者の責務）

第12条　利用者は、次の各号を厳守しなければならない。

(1) 設備担当者の指示に従うこと。

(2) 設備の利用を終了し又は中止したときは、速やかにその旨を設備担当者に届け出ること。

（異常時の措置）

第13条　利用者は、施設の利用中その設備や機器に異常を認めたときは、直ちにその操作を中止するとともに施設管理者等の職員に連絡しなければならない。

2　利用者は、取得データに異常を認めたときは、速やかに職員等に連絡するものとする。

3　機構長は、前項に規定する取得データの異常が設備あるいは機器によるものであると認めたときは、第9条2項に規定する経費を徴収しないものとする。

（成果報告書等の公表）

第14条　成果報告書等は原則として公表されるが、利用者の利害を害するおそれがある場合には、成果の一部又は全てを非公表とすることができる。

（事故補償の免責等）

第15条　本学は、利用者の故意又は過失によって発生した事故による負傷等に対する補償は行わない。

（弁償義務）

第16条　利用者の故意又は過失によって、設備等の破損など、本学に損害を与えた場合には、利用者及びその所属機関が連帯して弁償するものとする。

（安全管理）

第17条　利用者は、定められた安全管理規則を遵守しなければならない。

（謝辞記載）

第18条　利用者は、設備の利用により得られた研究成果等を公開するときは、設備を利用した旨を明記しなければならない。

（知的財産権の取り扱い）

第19条　学外利用者が、設備の利用により得られた成果に基づき特許出願をした場合には、速やかに本学に通知し、その取り扱いについて協議するものとする。

（秘密の取り扱い）

第20条　設備の利用に伴い秘密を保持する必要がある場合、又は開示する必要がある場合は、その取り扱いについて事前に協議するものとする。

（補足）

第21条　この規則に定めるもののほか、設備の利用に関し必要な事項は機構長が別に定める。

附　則

この規則は、平成30年3月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附　則

この規則は、令和3年4月1日から施行し、令和3年3月1日から適用する。

別紙（第5条関係）

**連携研究機構マテリアルイノベーション研究センター共用設備　利用申請書**

年　　月　　日

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 利用（責任）者 | 所　属： | | | | | |
| 職　名： | | | ℡　　： | | |
| <ﾌﾘｶﾞﾅ>  氏　名： | | | E-mail： | | |
| 利用（責任）者以外の利用者 | ※利用者が複数の場合は、全員の氏名等（所属、職名、氏名、℡、E-mail）を別葉にてご提出下さい。 | | | | | |
| 経理事務担当者  （本利用申請の経費に関する担当者） | 所　属： | | | | | |
| 職　名： | | | ℡　　： | | |
| <ﾌﾘｶﾞﾅ>  氏　名： | | | E-mail： | | |
| 利用機器 | 機器名称：  利用目的： | | | | | |
| 利用期間・利用時間  （ｴｲｼﾞﾝｸﾞ時間を含む） | 年　　月　　日　～　　　　年　　月　　日  ：　　　～　　　： | | | | | |
| 利用回数（実績） | □利用実績あり | □初回利用  ・講習を受講し受講料を支払います。  ・講習は10:00～15:00の間に受講します。  （□同意） | | | | |
| 利用料金 | 機構長の定める利用料金を支払います。  （□同意）  ＜学内利用者は、支払経費を以下に記載してください。＞  予算科目：  執行部署：  プロジェクトコード： | | | | | |
| 事故補償 | 故意又は過失による事故に対する補償を求めません。  （□同意）  故意又は過失による施設・設備の損害を弁償します。  （□同意） | | | | | |
| 特記事項 |  | | | | | |
| 機構長承認欄 | 本申請書による機器利用を許可します。  年　　月　　日 | | 使　用　確　認 | | |
| 設備担当者 | | 担当者 |
|  | |  |